

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和4年3月8日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

第12条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第12条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第16条の2第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を「63 万円」から「65 万円」に、後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を「19 万円」から「20 万円」に引き上げることとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度分の保険料から適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

葉山町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号 (基礎賦課限度額)</p>	<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号 (基礎賦課限度額)</p>
<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の6の12 第12条の6の3又は第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の6の12 第12条の6の3又は第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の減額) 第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p>	<p>(保険料の減額) 第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)とする。</p>
<p>(1)~(3) (略)</p>	<p>(1)~(3) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。</p>

改正後	改正前
この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 9 条又は第 12 条の 2」とあるのは「第 12 条の 8」と、「 <u>65 万円</u> 」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 12 条」とあるのは「第 12 条の 11」と読み替えるものとする。	この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 9 条又は第 12 条の 2」とあるのは「第 12 条の 8」と、「 <u>63 万円</u> 」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 12 条」とあるのは「第 12 条の 11」と読み替えるものとする。